

保証意思宣明公正証書作成の手続きの流れ

1. 書類提出

必要書類を用意し、保証人が提出をしてください。窓口またはメールでも可能です。

必要書類

- ①保証人の印鑑登録証明書(発行から3か月以内)
 - ②保証人の運転免許証の写し
 - ③債務者の収支状況が確認できる書類(下記の例から1点)
 - 例:個人の場合 → 源泉徴収票、確定申告書、所得証明書
 - 法人の場合 → 決算報告書
 - ④債務の内容が確認できる書類 *金額や利率など、詳細を記載してください。
 - 例:金銭消費貸借契約書の草稿、銀行取引約定書の草稿
 - ⑤保証意思宣明書
 - 日本公証人連合会のホームページに書式が掲載されています。
 - 内容を記入し、保証人が署名または記名押印したうえでご提出ください。
- ※契約内容により上記以外の書類が必要となる場合または提出書類に不備がある場合はご案内致します。



2. 公正証書署名日時の日程調整

公正証書案の作成後、公証人役場からご連絡致します。

保証人が来所できる日時に予約を入れてください。



3. 公正証書署名当日

保証人の来所が必須となります。

債務の内容を正しく把握しているか、公証人が保証人に対し聞き取りを行います。

当日は保証人の実印と手数料(約15,000円)をご準備ください。

沖縄市美里1丁目2番3号 沖縄公証人役場

TEL 098 - 938 - 9380

FAX 098 - 938 - 5131

メール oki-kousyo@royal.ocn.ne.jp

業務取扱時間 平日 (土・日曜日、祝祭日は休み)

受付時間 午前9時～午後4時(昼休み:12時～午後1時)